

社会福祉法人きそがわ福社会役員報酬支給規程

1. 社会福祉法人きそがわ福社会の役員の報酬は支給しない。
2. 事業所又は本部事務業務を兼務する理事及び業務執行理事の給与は、別に定める「社会福祉法人きそがわ福社会職員給与規程」により支給する。
3. 職員就業規則に基づき定年となった職員において、事業所又は本部事務業務を兼務していた業務執行理事が、引き続き、常勤として当該職務を継続する場合の給与は、その責任の度合いが同様であることを鑑みて、前項2「社会福祉法人きそがわ福社会職員給与規程」により、定年時における給与と同額を支給する。

(附則)

この規程は、平成30年1月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

改正 令和5年5月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。